東京都市計画生産緑地地区総括図
（練馬区決定）

※練馬区は東京都市計画区域内にあり、
全域が市街化区域に指定されています。

N
W E
S

凡例

再開発促進地区(2号地区)	都市計画公園・緑地(開設済)
防災再開発促進地区	都市計画公園(未開設)
高度利用地区	都市計画公園(※2 優先整備区域)
風致地区	都市計画緑地(未開設)
特別緑地保全地区	都市計画緑地(※2 優先整備区域)
生産緑地地区(新法)	都市計画河川
第1種生産緑地地区(旧法)	都市計画河川(調節池)
都市計画道路(計画線)	その他の河川
都市計画道路(※1 優先整備路線)	一団地の住宅施設
都市計画道路(立体的な範囲)	その他の都市計画施設 (ごみ焼却場,地域冷暖房施設,市場)
都市計画道路(施行済)	土地区画整理事業を施行すべき区域 (事業中および完了)
都市計画道路(事業中)	市街地再開発事業
都市高速鉄道	地区計画
自動車・自転車駐車場	沿道地区計画

既指定区域
今回削除
今回追加

※1 優先整備路線　都市計画道路のうち、平成27年度までに優先的に整備に着手する予定の区間

※2 優先整備区域　都市計画公園・緑地のうち、平成32年度までに優先的に事業を進める区域

※3 各種関連～表6）平成26年3月　都市計画事業の承認および認可

注意事項

1. 本図は、平成31年4月現在の主な都市計画の概略を示したものです。
詳細については、以下の窓口でご確認ください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎16階）
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当（都庁第二本庁舎12階）

2. 用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域については、別図「練馬区都市計画図1（用途地域等）」をご覧ください。

3. 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧になれます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)「都市計画情報システム」で検索してください。

4. 事業計画等詳細については、各担当課でご確認ください。

5. 土地の売買や建物の建築を行う場合には、その土地に関する都市計画やその他の制限等を事前に調べることをおすすめします。

株式会社 武揚堂 調製 印刷

この地図は、練馬区作成の2500 分の1 練馬区基本図を複製したものである（承認番号 30 練土計第 1106 号）（承認番号 30 都市基街整第 267 号・平成 31 年 2 月 1 日）

平成31年(2019年)4月作成　練馬区都市計画課